

第5回甲賀市選挙事務不適正処理再発防止委員会

【議事録】

山元書記 議事4 (1) 不適正処理の検証について説明

小高書記 議事4 (2) の複数票への対応について説明

小島委員長 今、ご説明ございましたけど、委員の皆様、それぞれ一つひとつ疑問点やこうした方がいいだろうという意見がございましたらお話しいただきたいと思います。

山本委員 複数票になった場合に、甲南体育館を使うということなんですけども、駐車場をグラウンドを使用する必要があるというのは、グラウンドを使用したら150台よりも多く停められるというそういう趣旨ですか。

小高書記 グラウンドを使用しますと150台以上停めることができますし、グラウンドを使用しなくても150台程度を駐車できる駐車スペースが別にございますので駐車場については十分対応ができると思います。

岩瀬委員 衆参同日選挙と国民投票ですね、これが4種類になると9種類になるわけですよ。これは同時にはできませんよね。さっき国民投票は後にすると言っておられましたけど、いわゆる二段構えということで理解したらよろしいですか。

小高書記 同時というのが基本的に難しいので、国の指示がどのようになるかというところにはなるんですけども、まずは国民投票以外の開票を行いまして、開票台が空き次第、国民投票の投票箱の開披といいますか、票の取り出しを行うというような二段構えで行っていくような形になるのではないかと思います。

小島委員長 国民投票については、どうなるかわからないんですが、そもそも選挙を同時に執行することがいいのか悪いのか、まあ国政選挙と同時にやるというのが前提なんですね。基本的にはないのかもしれませんが、まあありうるということなんですけど、まあ段階的にやっていくのかというね、例えば国民投票は翌日開票にするとかですね、まあそう

いう今おっしゃられたように中央選挙管理会の方のですね指示を待たなければならない
と思っておりますけど、まあこのケースは最悪の事態を想定したと理解しているところ
であります。後なにか補足とかありますか、他よろしいですか。開票所の問題は私もずつ
とやってきたわけですけど、実務で現場で現役時代に。やはり狭いというのが一番致命的
なんですね。やっぱり遅いという現象が出てきますし、やはりそこが大きいポイントにな
ってくると思います。今回1.9倍の広さのところにしたということですから、それなり
に効果が現れるのかなと思いますし、まずはやっぱり投票箱の問題が大きな今回のでき
事の出発点になってますので、その対応が必要になってくるのかなと思います。いずれ
にしても投票箱を一目瞭然で見分けのつくような表示をきちんとしないと駄目だと思
いますので、そういったことも含めて、対応していただきたいなと思います。あと衣
装箱という話が出てまいりましたけど、ちょっとこれ私も相当違和感を感じる対応だと
思うんですね。ですからやっぱり開票の時は基本的には全部の投票箱を一斉に開披台に
あけるということで、何かあけたものを違うところに置いておくというのは若干疑惑を
招く、また忘れる要素、ミスになりやすいやり方なんで、それは止めた方が、いいかなと
感じました。ですから複数選挙をやる時に、今想定されるのは衆参同日選挙ということで
5つになるわけですけど、この場合はやはり重点移行方式で、衆議院の小選挙区、比例を
やって、その上で参議院かなとかですね。その辺も含めて総務省等の指示があるかなと思
います。私、衆参同日選挙を2回経験してますけど、当時は比例代表選挙がなかった時代
ですので、4票ということでしたけども、私がやってきたやり方というのは、お示しいた
だいたようにひとつのフロアで4系列を作って、それで同時進行型でやっていくとい
う形でしたけども、それができればですね、一番いいかなという風に思いますけど、ただ
従事者のスキルが平均的にそれぞれのところに行くかどうかというやっぱり課題がある
という風に思います。ということは全体を見渡す方がいたとしてもですね、非常に難しく
なってくるというか、そのスキルによって進捗状況とかですね、そういったものが大幅に

食い違ってくる可能性もあると。そして最終的にやはり数字の把握の問題ですとかそういったことも含めてですね、大きく影響してくるかと思しますので、それは最終的には人をどう作っていくかということになると思いますが、まあそんな感じがいたしますね。まあイメージとしてこれよくわかりましたけど、いずれにしても管理者については全部の選挙を併任できるわけではなくて、例えば選管の委員長さんが衆議院の小選挙区と比例をやって職務代理者の委員さんが参議院をやる。いずれにしても立会人は全部別ですからそうすると立会人のスペースですとか、立会人への流れですとか考えていかないといけないと思いましたが、やはり立会人さんへの説明なんかもきちんと投票の効力に対しての説明ができないとですね、そこで混乱をしますので、ですからやはりこれからこういう複数選挙について対応する為の人づくりというのが大きい課題かなというような気がしますけど。ちょっと長くなりましたけど。後、何かよろしいですか。

森地委員 この災害防災の対応ですけど、各投票所から1名と、残りの40名を開票事務従事者から選定するということですけど、もっと大きい災害で避難命令が出たり、地震が来た場合の想定もしておいた方がいいのかなと思うんですけど、そういう点は考えておられるのですかね。そうなったらもっと混乱すると思いますけど。

小高書記 ここで想定しているより大きい災害が起こった際は、もう開票日をずらすであるとか、そういったところも県の選挙管理委員会と調整しながら、もう開票事務自体をするのが難しくなってくると思いますので、一旦は開票の日をずらすなどの検討を、前回の滋賀県知事選挙の際にお示ししました危機管理対応マニュアルなどに加えて対応していければという風に考えております。

小島委員長 この危機の問題なんですが、繰り延べ投票、再投票、繰り延べ開票、再開票という手続きが公選法に備わってますけど、まあそもそもですね、本当にに甚大なものが、開票執行中や投票執行中に起きたとするとですね、それはもうその場でですね、止めざるをえないと思いますね。それで直ちに市民の生命、財産、安全を守るための体制がとられ

ないといけません。このところかなり北海道でも地震があったり、熊本でも地震があり、東日本大震災以降ですね、それから平成7年には阪神淡路大震災があったりですとか大きいものが起こっているということなので、やはり甲賀市さんのほうで混乱があったというのが、いざというときに誰がどうするんだというのが不明だったというのがあるので、この問題はやはりこういうのはちゃんと書いてあったと思いますけど、災害のあるなしにかかわらず、起きたときにこうするんだということをですね、きちんと人それぞれに当てはめてですね、決めておくということですね。そうするとですね、じゃあ当てはめられて防災対応する人がその人がやはり選挙事務でもスキルが高い人だと、そうするとその人がはがされた時に残った人でできるのかという話になると思うんですね。そうするとやはりセカンドオピニオン的にですね、次々と代替できる方を育てておかないといけないのかなと思います。これは甲賀市さんのみならずですね、全国の選管がみんなそうだと思うんですね。その辺もなんかあったらこうだというのではなく、なくても決めておく、あるかないかわかりませんから、そういうことだと思いますけど。そうしておかないと、やはり決めておくことで心構えとかでできますから、災害になったら対応に行くんだという気持ちになるわけですけど、それまでは選挙事務を一生懸命やろうと、まあそういうことになると思いますし、それで混乱するということはないのでね。まあ今回北海道なんかでも色々あったと思いますけど、まあ北海道に限ったことではないですけど、去年の衆議院選挙の時にやはり混乱して、開票所が騒然として従事者同士が大喧嘩したとかですね、そういうことは報告受けてはいますけど。そういうことになりますとやはり選挙事務に対するそもそもの信頼感だとか、それから逆に市民の生命、財産、安全をそんなことやって守れるのかという全体的に影響しちゃいますんで、そこを決めておくということは大事なことだと思いますね。それはぜひ、やっていただけたらと思います。それからLANの問題が出てきたんですけども、LANがなくても大丈夫だということで、連絡体制なのですが、その連絡体制というのは具体的にどういったことを想定しています

か。もし良かったらお話いただけたらと思います。

小高書記 市役所の本部との連絡体制についてなんですけども、連絡の方法としましては、電話と FAX で対応させていただきたいと思っております、まず FAX を送らせてもらった後に、もう一度電話で FAX で送った数字の確認をするなどをさせていただきまして、絶対に数字に間違いがないように、複数で確認をさせていただき、報告やホームページの更新をさせていただければと考えております。

小島委員長 わかりました。パソコンを例えばですね、まあ LAN がないということですが、通常のインターネットのですね、回線を使ったメールのやり取り等でできるということとは想定はしてないのですか。

小高書記 そこまで想定はできておりませんでして、そのような方法があればそちらの方も検討していきたいと思っております。

小島委員長 ものによってはそういう一般的に運用するのが危ないものもあるので気をつけないといけないと思っておりますけど、色々な方法を考えた方が良いと思っております。電話が止まったらこれ使えなくなりますので、やはり第 2 第 3 のですね、バックアップ体制を考えておかないといけないと思っておりますね。ちゃんと仕事ができているのに確認がとれないとか、伝達する方法が全くないとか、ということではちょっと困るかなという気がしますがね。できるだけ LAN がひけるようにしていただきたいのですが、やはり甲賀市さんのセキュリティポリシーからすると、全て有線 LAN でないといけないというイメージなんですよ。どちらかというと。

山元書記 セキュリティポリシーは当然、本市にもございますけど、基本的にはこの庁舎の中で一部無線 LAN といいですか、それを導入しているところはございます。今後はセキュリティの度合いもかなり改善もされておりますので、限られた閉じた範囲内の LAN というのは想定していかないといけないと思っておりますけど、ただ外部や出先機関とのやりとりに関してはまだそこまではいたってないのが現状でございます。

小島委員長 まあその LAN の関係ですけど、この間総務省もですね、投票環境向上研究会の最終報告で、私も 2 年やってましたけど、その中で選挙事務を効率的にやりやすくするためには、従来どおりの有線 LAN に頼っているとですね、硬直化した事務しかできないので、今はもう、無線 LAN もですね、かなり安全になってきているという前提からして、その事を報告書に書いてありますので、それは総務省が受け止めて恐らく選管だけじゃなく関係部署の方にですね、そういう協力とかお願いしたいということをお願いしているのではないかと、まあ来年に間に合うかはわかりませんが、まあそういったことも踏まえて考えていただきたなという風に思いますね。まあいずれにしても有線だとお金もかかりますしね、やるとしても相当、無線だとそれほどでもないという、実際色々なメーカーさんとか技術者の方に色々見聞きさせてもらいましたけれど、本当に多分相当安全ですね。完全に暗号化してますので。全く外部から入ってこないとか、昔みたいにハッカーにかすめとられたりすることはない時代になってきているのかなという感じがしますね。あと何かよろしいですか。

山本委員 甲南体育館を使う場合、エアコン設備がないですよ。それはまあ仕方ないのかなと思いますけども、それで従事者の方が熱中症で倒れましたということでは、混乱の原因にもなると思いますので、重々気をつけていただければと思います。

小島委員長 熱中症の問題の他にも、心配するのはですね、汗をかくじゃないですか、汗をかいて投票用紙にポタポタとおちますよね。今投票用紙はプラスチックですから乾かないので、しかも塩分等を含んで、サラサラしていないネバネバしている状態になります。それが投票計数機ですとか読取機に入ったときに故障の原因にもなるというのがありますので、細かいことにはなりますけど、タオルとかですね、そういうものも必ず支給してね、やっていくとかしないといけないかなと思います。まあタオルもですね、他都市の例でいえば、係ごとに色を変えていたとかですね、そういうような形で、この間ビブスで色を変えたじゃないですか、まあああいう風にですね、係ごとにタオルの色をビブスと同じよう

な色にすればですね、それはまた一体感を持ったですね、対応ができるのかなという感じがします。まあタオルは必要じゃないかなと思います。僕も現役時代、真夏の選挙の時、タオルを用意していました。全部。

山本委員 来年7月はさっそく夏の選挙ですしね。

伴事務局長 そうですね、来年の参議院の選挙の時ですね。

小島委員長 まあそういう事もなにか今ご意見ありましたんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

漣委員 この話はもう答申案の中に入っているのですか。ちょっと議事の進行がよくわからないもので。

小高書記 答申案につきましては本日の第5回の再発防止委員会で承認をいただいてから、随時その部分を更新をしていくといひますか。

漣委員 お聞きしたいのは答申案について、聞きたいことはいつお聞きしたらよいかといひことなんです。

小島委員長 じゃあこれは、今後プラスアルファーとしてといひ意味合ひ、そうするとやはりこれプラスアルファーといひことになると、また全体の意味合ひがね、なんとなくこの答申案の現状から離れていく印象になりますのでね、まあそうするとまた全体をならして、見ないといひけないといひ形になりますので、まあ一応そんなことです。

松岡書記 今の議事としてご議論いただひているのは、4の議事の(2)の複数票への対応についてといひ部分でございますので、この後(3)の最終報告の中で答申案について説明させていただきまして、またご意見を伺いたいと思ひます。

小島委員長 事務従事者の課題、問題点といひところなんですけど、先ほど風水害の対応とかが当然考えられるところではあるんですけど、まあその場合先ほどちょっと申しましたとおり、必ずしも全員がスキルをもっているわけじゃないでしょうし、スキルをもっている方がやっぱり風水害の防災対応の責任者といひ方もいらっしゃると思ひますので、

ですからそういう事を考慮するとですね、今後の選挙事務と開票事務を中心としたスキルというかですね、そういったものをですね、まあ長い目で見ないといけないと思いますけども、その辺も含めてですね、考えていけないのかなという気がしておりますし、あと複数選挙の時に系列がわかれている時に、必ずしもスキルが平均化しているわけじゃないのでその辺のところをですね、これは甲賀市さんだけの問題じゃないと思いますが、全体的に仕事をわかっていないといけないわけですから、その辺の今後の対応をですね、まあ答申案のほうに入っていると思いますけど、考える必要があるのではないかと考えております。何かあとよろしいでしょうか。この複数選挙への対応について、もしあれでしたら次に進ませていただいてその過程の中でこれも多分関係する部分があると思いますのでご意見を出していただければなと思いますので、補足とかはいいですか、それでは引き続いてお願いします。

藤谷書記 議事4（3）最終報告について説明

小島委員長 どうもありがとうございました。今、不適切処理に関する検証及び再発防止策についての答申案、今までの第三者委員会の議論を踏まえたものを事務局で整理していただいたものでございます。ポイントを絞ってご説明いただきましたけれども、ポイント以外の、説明がなかった部分でもすでにお読みになってるという点があると思いますので、これはちょっと意味がわからない、これを加えた方がいいだろう、これはいらんんじゃないかというような、もし何かご意見また疑問点そういったものがあれば、各委員の皆様方からお出しいただきたいなと考えております。それから、事務局の方で補足するか何かあればそれもあわせて述べていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

山本委員 何点かあるんですけども、私たちが今作成している報告書が出せていないのは本当に申し訳ないんですけども、まず心理的要因のところでは職員のコンプライアンス意識について書いてあるんですけども、実際にそういうふうに関わった方というのは、日頃はおそらくコンプライアンス意識が凄く高い方で、常日頃からコンプライア

ンス意識が欠如しているような方ではなかったのだろうと私は感じていて、そんな方でもこういうことをやってしまうという、その背景をちゃんとしておかないといけないのかなという意味で、ちょっと書き方をもう少し工夫できたらいいなという思いはあります。聞き取りをしていくなかで、白票を加えるという行為が法令に反する行為であるということは認識されていましたがということをお尋ねしたところ、「わかっていました」「違法行為だという認識はありました」ということをお話されていたということもあって、「わかっているけど、もう他に取る手段がないというふうにその時は思いつめてしまって、今思い返せばなんでそんなことをしてしまったんだろうという、冷静になればわかるんだけどもその時はもうそれしかないというふうに思ってしまったんです」という、そういう重圧の大きさというのは選挙の特有のものがあるのかなというふうに感じています。そうなってくると、コンプライアンス意識を高めましょうということが大事なことであるのは当たり前なのですが、それだけでは解決できない、それだけでは再発防止しきれないものがあるのかなというふうに思っていて、再発防止策のなかでもいろいろ書いていただいているなか、地方公務員法の引用とかもあるのですが、私はこの「すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する」というこの姿勢がとても大事なのかなというふうに思っています。何か問題が発生したときに組織を守らないといけないということを優先してしまうと、どうしても公共の利益というものがながしにされてしまって今回のこのようなことがあったのかなと思いますので、この地方公務員法のところを少し強調するような形で書けたらいいかなというふうに思いました。それと、その後続きで引用されている「職員はその職務を遂行するにあたって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」という条文を引用していただいている、この通りだとは思いますが、ただ今回、その翌日に見つかった票を処分してしまっているという事実があるのですが、積極的に「じゃあ処分しておきますね」というよう

なそんな軽い話ではなくて、やはり上司から処分を命じられたというような背景があるように私は感じているので、もちろん前提としてちゃんと規程に従いかつというのがあるんですけども、上司の方もきちんと自覚して職務上の命令を出すっていうところがすごく大事だと思っていて、職員の皆さんとても真面目なので上司から言われると、やはり従わないといけないような気持ちになってしまうのではないかなというのが少し心配される場所なので、命令を出す側の意識をちょっと変えていただく必要があるのかなということを感じています。それを文章でどう書くのかというとなかなか難しいのですが、もう少し工夫できたらと思いました。思っていることを次々言っていいですか。

小島委員長 はい、どうぞ。

山本委員 事務従事者の指揮命令系統についてということで、(2) - 2のところに書いていただいているのですが、この時の選挙の指揮命令系統がわかりにくくなっていたひとつの事情として、準備不足があってシミュレーションがちゃんとできていなくて、その結果前日の、責任者だけが集まって主任副主任が集まってやった、シミュレーションのときにこれでは開票係の責任者が足りない、通路をこっち側とこっち側に分けて箱を置いてたらどっちかしか見られないし、じゃあもう1人主任を置きましょうとか言って前日に追加になって、当日やってるなかでやっぱりここにも置ききれないから小選挙区はこっちに置きましょうとか当日にバタバタするなかで、じゃあもう1人増やしましょうみたいな、当日の本当に直前になって開票係の主任を投票の種別ごとに1人ずつ置くみたいな形に変更になって、そんなことしたら当然周知なんかできるわけがないので、やはり準備の大切さということをすごく感じていまして、今回これだけしっかり事前にすでに準備されていて、当面は大丈夫だと思うんですけども、風化していった時にまた同じような事にならないように、しっかり事前に準備して、シミュレーションしてというところを本当にしっかりやっていただきたいなと思っています。それからちょっと細かな

話なのですけれども、物理的要因、開票所で扱う書類や用具についてということで、ここには書いていない事なのですけれども、用具の中に計数機という票を数える機械がありますけれども、聞き取りしていてもなんでそういう事になっていたのかよくわからないところがあるのですが、審査係の机の上に計数機が一台あって、その機械で今回加えた白票約400票というたくさんの票ですから、それを計数機に自分たちでかけて加えているという経緯があるのですけれども、本来そこに計数機は必要なかったのだと思うんですね。なんでそこにあったのかよくわからなくて、多分予備のやつがそこに置かれていたのですけれども、もし機械が壊れたら予備のやつが必要になると思うので、予備のやつを用意しておくのはいいのですけれども、予備のやつもちゃんと使うときはどこで使うのか、誰が責任を持って使うのかということをしっかり管理できるような、そういうことも、小さいことではあるのですけれども考えておく必要があるのかなと思いました。本来あるべきではないところにあるというのは少々問題があるかと思います。それから、(3)-3の開票所の規模についてのところで、「送致された投票箱をこれまでと異なった場所である、廊下や楽屋に置いたことが投票箱の亡失の要因となり」という一文があるのですけれども、「亡失」というと「ミス」で片付けられてしまうと思うのですけれども、今回のこの不正の前提として、空いていない投票箱がそのまま空箱を置くところに誰かが持って行っていた、でもそれが単純にミスなのか故意なのかというところの確認が、私たちかなりそこを重点的に調査したのですけれどもわからなくて、どっちの可能性も否定できないままで、ただ結論としては何があってもおかしくないくらい混乱していたということは間違いないのですけれども、もしかしたら、本当に可能性の話なのでまったく違いかもしれないのですけれども、もしかしたら誰かがわざとやった可能性もある、その可能性が否定できないとしたら、ちょっと「亡失」というのはニュアンスとしてどうなのかなと思いましたので、ちょっと表現を改めていただいたほうがいいのかなと思っています。とりあえずそのくらいです。

小島委員長 今、山本委員から、極めて根幹に関わるご意見が出てきたわけですが、何か今までの山本委員のご指摘のなかで、事務局として付け加えるところ、また説明点そういったものがあればお出しいただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

伴事務局長 ご意見ありがとうございます。まず一点目のコンプライアンス意識のなかで、命令を出す者の意識を変える必要があるということで、これはまさにご指摘のとおりで、今回の不適切集計の事案についてもまさに幹部職員がそういった形で事案を起こしてしまったということでもございますので、命令を出すもの、市役所の中で申し上げますと、管理職も含めた幹部職員のそういった意識改革の徹底を図っていくということ、これはもう継続して進めていくということではかないかなというふうに思っておりますので、そのあたりについては、今回の答申案の表記の部分についてももう少し見直しをさせていただきたいというふうに思います。それから、以降のご意見につきましては、具体的な聞き取っていただいた内容の部分を我々も十分承知をしていないところでもございますので、このあたりについてはいずれいただく報告書の中身も十分にこちらの方で確認をさせていただいたなかで、そのあたりについても検討させていただきたいと思っております。以上です。

小島委員長 私もちょうと一点言わせていただきたいと思っております。山本委員のご指摘のもっともだと思えるところがですね、やはり地方公務員法の「上司の職務上の命令に忠実に従う」という規程があるのですが、これはやはり何が何でも忠実にではなくてですね、明らかに一見明白違法なものについては従う義務はないわけですので、例えば今回のようなケース、投票箱が見つからないで白票で埋め合わせをするというのは、誰が見ても一見明白に公職選挙法の罰則規定等に抵触するということでもありますので、それを見聞きした職員がそれはまずいですよと、それはできませんという、そういうような行動とか動きが取れるような「風土」というものを作っていないといけないでしょうし、似た議論が高松市さんのときにもありまして、やはり違法な行為をやっている上司に対して正義

感を持ってそれを制止というか意見を言うという、そういう風土が是非とも必要だということもありましたので、ただ限られた人間のなかで密室でやられてますと外形的には見えませんが、先ほど山本委員からご指摘のあったように、投票用紙を燃やすという行為に至るときに、それはやはり何らかの何人かの論議というか謀議というかそういうものが多分あったのではないかなと、まあちょっとわかりませんが、一対一の関係でこれ燃やしてくれというふうにしたのかどうかわかりませんが、いずれにしても一対一にしても上下関係があったはずですから、その時に上司の命令ということであれば、それについてはやはりこれまずいのではないですかと、ただその時点ではもう後戻りできない、そういう事態だったということは容易に想定できるわけですが、そこに至らない段階で下の職員というか、上司の命令に従うべき立場の職員も上司が違法な行為をしている時にそれはまずい、適切ではないということをきちっと言える体制、やはりこの地方公務員法の上司の命令に忠実に従うというのは文理的にはそうかもしれませんが、実質的にはやはり違法なものについては従う義務は当然ありませんので、そこを明確にしていく。ということはやはり選挙以前の問題ですよ。公務員としての。多分宣誓してると思いますので。我々も宣誓しましたが。公務員になるときにですね。そういうことだと思いますので。山本委員の意見を踏まえた記載にちょっと改めていただきたいというふうに思います。それから準備不足の部分のご指摘がありましたけれども、これはやはり選挙というのは100パーセント準備ですよ。私もやってまいりましたけれども。場当たりの行動でやったら絶対ミスをするということになりますので、指揮命令系統の部分もありましたけれども、準備というものを十分やる。ですからやはりシミュレーションですね。まあ規模にもよりますが、やはりシミュレーションというのは絶対大事だと思います。ですから例えば、先ほどから出てきている選挙を何種類もやるといったときに、図上だけではなくて実際どうなんだということをおある程度、現物でイメージしてみないといけない部分があるかなという感じがして

おります。それからやはりもっともだと思いますのは「亡失」のところ、やはり「ミス」か「故意」かといったときに、「亡失」というとなんとなく本当のポカミスなのかどうかというのはあると思います。高松市のときも312票の効力決定していないものが後で見つかったというケースがありましたけれども、あれも若干不自然な状態で見つかったというのもあるのですけれども、ただそこは最終的な追求はせずに幕引きはしましたけれども、やはり投票箱を隠したのか、本当にわからずに持って行ってしまったのかといったときに、僕は思うんですけれども、封印してあって封緘してあればこれはやはり気がつきますから、それは無いのではないかなという感じがしますけれども。まあ想像ですけども。ですからこの要因のところの「亡失」というのではなくて、何かもうちょっといい表現があれば、今、山本委員が指摘したことも含めて読み取れるようなものにしていただけたらと思っております。あと漣委員よろしいですか何か。岩瀬委員も。

岩瀬委員 今の投票箱の、入っている投票箱が移されたというところで「故意」か「過失」かで迷われていましたように非常に難しいところです。故意であれば本人が喋らないと判明しないと思うのですけれども、今後そうした個人的な可能性というのもあると思うんです。組織的には投票増減というような形についてはほぼないと、それは確信しますけれども、個人的な違反としてひょっとしたら、例えば投票用紙を自分で隠蔽するとかそういう可能性はあるのですけれども、やはりチェック体制ですね。ここらへんをしっかりとしないといけない。ダブルチェックをして、そういうことをさせない土壌作りをしていく、それがやはり一番大事なのかなと思います。以上です。

小島委員長 ありがとうございます。森地委員よろしいですか。漣委員。

漣委員 提言を約900人近い甲賀市の職員さんにわかりやすいものにしないとけないという、その思いからだけなのですけれども、形式論から入りますが2ページの一番下の行ですけれども、これ甲賀市さんでどう読むんですかこれ。ちょっと読んでいただけませんかもう一度。事務従事者の意識についての前に書いてあるこの4つのことを。これどう

読むんですか。先ほど説明された方。

藤谷書記 すみません、2 ページの一番下の段落ということですか。

漣委員 一番下の行です。

藤谷書記 不測の事態に備える体制を構築されたい。

漣委員 いや、私が聞いているのは資料の4です。今、答申案についてですよね。これしか聞いていませんので。2 ページの一番下の行。この記号からちょっと読み方を教えてください。

藤谷書記 (1) - 2 事務従事者の意識について

漣委員 はいわかりました。甲賀市の職員さんは、これ全部「カッコ1の2」と読めるんですね皆さん。私は読み方がわからなかったもので。「ハイフン1」なのか何なのかずっとわからなくて。説明の時は「カッコ1の1点目、2点目」と説明されましたし、読み方は甲賀市の職員の方はわかっているんですか。文書表記の順番として通用していないということで、ここはわかりましたので。ありがとうございます。

小島委員長 基本的には普通の裸の数字がきたら、次はカッコがきて、その次にはアがきて、アの次に細くなったらカッコというのがあります。

漣委員 甲賀市さんでそのルールであれば、職員さんがわかればいいんです。私は全然読めなかったもので。「何点目」と読む方があったり、「の2」と読む方があったりいろいろあったので確認しました。それともう1個だけすみません。次は11ページの900人の職員さんがこの文章でわかるかなということで、ちょっと皆さんに教えていただきたいのですけれども。上から2行目ですね。「コンプライアンスに即したフォローを私たちは提案する。」というところ。「コンプライアンスに即したフォローって何するねん。」と言われてたら職員さんにどう言ったらいいんですか。あるいはこの言葉で甲賀市の職員さんはわかるんですか。私なりですよ。参考にして欲しいともなんとも言えないですよ。もし私が甲賀市の900人の職員さんにお話しするとしたら、「ミスが必ず発生する。」はちょっと

キツイんで、「ミスが発生は避けられないことを前提として、ミスが発生した場合にこそ全職員が法令を遵守することが必要である。」これ以上のこと言っていないと思うんですけども。フォローとかって書いてますけれども。甲賀市の職員さんによりわかりやすく伝えようとしたら、私が今言ったほうが平たいのかなと。これは感想です。それ以上はありませんけれども。あともう一点だけ言ってもよろしいですか。私は「いただきたい」という言葉嫌いなんです。敬語なのか謙譲語なのか丁寧語なのかわからないですけど。特に一箇所だけ妥協できないのが3ページなんです。3ページの下から8行目の「いただきたい」なんです。これ誰に言ってるかという、特に幹部職員に反省していただきたいと、他のところは「されたい」とたくさん提案で言い切ってるんですよ。この幹部職員が誰を指しているかということは今追求しませんので。甲賀市の全幹部職員さんに対して、私、この立場としては「反省されたい」と私は言いたい。あと「いただきたい」が5箇所ほどありますので、なるべく。他の文章は私の趣味なのでこれ以上言いませんけれども。ここだけはちょっと「反省されたい」と言い切っていたらと思います。以上です。

小島委員長 今のご意見踏まえて、修正すべき点があれば全体を見直していただきたいと思います。よろしくお願ひします。あとすいません、先ほど出てきました資料1のですね、今後の複数票への対応について、これはどの辺にこの報告書の位置づけとしてはどの辺におくイメージですか。これはどういう風に、どこかに溶け込ませるのか、附属資料にするのか、この辺ね。どんな感じですか。これはあれですかね、答申をさせていただいて、それを受けて、今度事務方としては、こういう風な現実の対応をしていくんだよと、そういうニュアンスですよ、やはり。最終案に溶け込ますというよりはね。そうするとこれはこれで今回開票が大きな問題になったわけですから、事務全体の意識改革のための研修をどうしていくとかですね、色々出てくると思うんですけどね、そういうのをやはり総合的に答申を受けて今後の甲賀市における選挙事務のあり方を改善方策はこうするん

だという、我々がされたいとなげかけたと、それを受けて次に来年の選挙にむけてどうするんだと、いうことなのでしょうね。

辻委員 さっきそう思って聞いていたのでよくわからなくなってしまいました。前回はこのビデオでね、もう空け忘れの箱ないよという点検をしたというね、実行していただいたところがたくさんあると思うので、できた事はできた事で、後はできていない事を消しこんでいくことの方が、優先なのではないでしょうかね。

小島委員長 今のようなご意見含めて、あと、本当に細かいところでも結構ですし、文言の一つひとつでも結構だと思うのですが、この際ですから、第三者委員会としてまとめあげるものですから、みなさま忌憚のないご意見があれば、できるだけきちんと反映できるものについてはきちんと反映し、まとめあげたいなという感じがしております。まあ、これが本体になると思いますけど、ある意味では重要なものが聞き取り結果の検証のやつを、皆様方受け止めていただいたもので整理したものをプラスアルファしていただくということになるんですけど、ですからやはりそれが入ったときに全体のトーンをですね、イメージが狂わないようにしなきゃいけないのかなとね、それがあってだからこうして欲しいという構図になると思うんですよ。聞き取り結果をお聞きしてこうだったんだから、第三者委員会としてはこうなんだよとこうして欲しい、こうされたいという、まあそういう流れになると思うんです。だからそれに対してこちらがちぐはぐとか的外れだといけないので、そこをやはりもう一回入れたときに全体を読み直してみて、果たして我々が言っている第三者委員会の指摘というのがね、的を得ているのかということですね、我々自身として検証していかないといけないかなという気がしますんで、今日のところはまあこれはこれで今ご意見をいただいたものをきちんと反映させていただいたものを用意していただいて、そういうところですよ、大体ね。

伴事務局長 次回については、その概要の部分を今はブランクになっていますが、入れた形の最終答申ということで、当然それを入れることによって全体の再発防止策との整合性

がとれないような形にはならないようにしっかりと補正した形でもう一度答申案をお示しさせていただきますと思います。

小島委員長 やはり最終答申の最終案を決めるときは、委員の皆様方ときちんと読み込みをして、意思の齟齬がないようにしていけないといけないという感じがしますが、そこをどういう風にしていくかというね、まああらかじめ示してもらわないといけないわけですが、まあ色んな見方があるんですけど、私が他で経験したやり方ですとそれぞれの委員さんから修正の箇所を示してもらって、それで委員さんごとに色分けして刷り込んでもらうと、例えば僕が緑だったら緑、山本委員が赤だったら赤ですね、そういう風に同じ箇所でも違う見方が出てくる可能性がありますので、そうやってそこでまあ話してこうしようと、こうしたらどうでしょうかとしていった方がよいのではないかなと、そうすると委員の皆さんの意見をね、しっかりと反映できる、ちょっと面倒くさいかもしれませんが、やはり手を入れていただいたものをですね、それぞれ委員さんから提出いただいて、ひとつの完成した見え消しを作ると、そういう感じで各委員の意見がきちんと一覧として明示した方が、いい感じがしますし、その上で、意見が食い違っている部分があれば、また話し合っただけ最終案をこうしよう、ああしようというね、ちょっと面倒くさいと思いますが、どうですかね。さきほども山本委員のいい意見があったじゃないですか。そんな感じがしますけど。

伴事務局長 事前に資料を見ていただいてご意見をいただいたものを、それぞれいただいた意見をそのまま出す形で、もう一度また会議の中で議論いただく、そのような形で。

小島委員長 そのような形でよろしいですか。それからあと文書的なところでここをこう書き換えた方がいいんじゃないかというようなね、そういうのも含めてですね、ということになると結構時間があるかなという感じがしますがね。それぞれ委員さん忙しいのでね、読み込むと結構時間がかかりますから。

伴事務局長 十分余裕を持って見ていただけようようにいたします。

小島委員長 今日は大体こういう感じでよろしいですか。今日の話を一応盛り込んでいただいたものを作ってくださいということでとりあえず提案として色々ご意見でしたので、ですからさっきの番号の表記の仕方も含めてですね、原案として。まああのちょっとおべんちゃらっぽい話になるんですけども、これまとめるの大変でしたね。そういう意味でいうとある意味では。結構細かいところを総括的には良く整理されているという感じがしますし、事務局のご苦勞に敬意を表したいと思いますけど。まあ引続きよろしくお願ひしたいと思います。でやはりこれは全国の模範にもなるものになってくると思いますので、ぜひそういうことも含めて、せつかく我々集まったものですから、いいものにしていきたいということで、考えてますのでよろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか、あと、とりあえず資料については今議論のあったとおりで。

松岡書記 小島委員長ありがとうございました。次に次第の5その他でございますけど、次回開催日についてでございますが、今後の日程につきましては、まだ未定でございますので、委員長と今後相談をさせていただきまして委員の皆様方には御連絡をさせていただきたいと思いますので、どうぞ御了承をいただきたいと思います。

小島委員長 時期は大体いつ頃を考えていますか。大体イメージ的にはいつごろ、一ヶ月先くらいですか。

山元書記 当初の予定でいきますと、11月ということで想定をしていたのですが、この答申の中のいわゆる検証の部分につきまして、検察の方の動きがないということもございますので、その動きを考慮しながら、委員長と相談させていただいて予定を組ませていただけたらと思っております。つきましてはそれがいつになるかということは不明確な状況ではございますので、もしかするとこの委員会自体も、もう一回くらい追加をお願いをしないといけないかなということも想定をしながら、ちょっと協議をさせていただけたらと思っております。

小島委員長 いずれにしても今日の議論をふまえたものを整理していただいたものがまず

ありまして、プラスアルファで聞き取り結果をふまえたものが出てくる、そして最終的に固まるというわけですから、まあ場合によっては12月くらいまでかかる可能性がありますよね。まあ10月は無理だとして、まあわかりませんが、後11月ですね、11月は皆さんお忙しいのでこの5人があう日をですね考えていかないといけないですね。それもひとつですけど準備の方もですね。又いつごろかという事も相談してもらえたら。

伴事務局長 早めに相談させていただきます。

小島委員長 それでは今日はこれでよろしいですか。それでは本当に今日はありがとうございました。かなり今日は生身の声で議論ができたと思いますし、一步一步いい方向に進んでいってるのではないかと思います。よろしく願いいたします。